

公益財団法人 射水市体育協会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人射水市体育協会表彰規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 規程第2条に基づく表彰は、特別表彰、一般表彰及びジュニア表彰（小・中学生）とする。

(特別表彰)

第3条 公益財団法人射水市体育協会又は加盟団体の発展に尽力し、会長、副会長、理事長として通算10年以上在職し辞した満50歳以上のもので、その功績顕著と認められるもの。

ただし、過去における被表彰者は除くものとする。

2 日本選手権大会、国民体育大会、全国学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会に出場し、優勝した団体又は選手及び指導者

3 国際大会に出場し、特に優秀な成績（入賞）をおさめたもの

(一般表彰)

第4条 加盟団体において、特別表彰に該当する職に通算5年以上在職し辞したもので、その功績顕著と認められるもの

ただし、過去における被表彰者は除くものとする。

2 加盟団体において、特別表彰に該当しない職に通算15年以上在職した満45歳以上のもので、その功績顕著と認められるもの

ただし、過去における被表彰者は除くものとする。

3 前条第2項以外の全国大会（文部科学省、公益財団法人日本体育協会及びその加盟団体が主催する全国大会）に出場し、優勝した団体又は選手及び指導者

(ジュニア表彰)

第5条 富山県選手権大会、富山県民体育大会及びこれに準ずる大会に出場し、優勝した団体又は選手

2 富山県代表として北信越大会及びこれに準ずる大会で優勝した団体又は選手

(附記)

この規程細則における指導者の表彰は、種目が変わっても1回限りとする。

附 則

1 この細則は、公益財団法人射水市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 財団法人射水市体育協会表彰規程細則（平成19年11月1日施行）は、廃止する。